

奈良県告示第二百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和七年十月三日

奈良県知事 山下 真

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
ふくろうクリニック生駒院	生駒市仲之町一―七　ハイツゆめが丘三号室	令和七年七月三十一日
医療法人優芽会森本眼科	香芝市西真美一丁目五番地一 プラザ西真美二〇〇二	令和七年八月六日